

省令等の改正について（令和 3 年 4 月～令和 4 年 2 月）

1. 粉じん規制（人に対する危害の防止）の強化（全体概要は、資料 1 - 3 参照）

○鉱山保安法施行規則の一部を改正する省令（令和 3 年 4 月 8 日付 経済産業省令第 40 号）

改正後	改正前
<p>(粉じんの処理)</p> <p>第十条 法第五条及び第八条の規定に基づき、粉じんの処理について鉱業権者が講ずべき措置は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 [略]</p> <p>二 粉じんが発生し、又は飛散する作業場において、鉱山労働者に作業を行わせるときは、次に掲げるいずれかの呼吸用保護具であつて、<u>作業環境に応じた有効な防じん性能を有するもの</u>を着用させること。</p> <p>イ 産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本産業規格（以下単に「日本産業規格」という。）T八一五一に適合する防じんマスク又はこれと同等以上の防じん機能を有する呼吸用保護具</p> <p>ロ 日本産業規格T八一五七に適合する電動ファン付き呼吸用保護具又はこれと同等以上の防じん機能を有する呼吸用保護具</p> <p>三～十一 [略]</p>	<p>(粉じんの処理)</p> <p>第十条 法第五条及び第八条の規定に基づき、粉じんの処理について鉱業権者が講ずべき措置は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 [略]</p> <p>二 粉じんが発生し、又は飛散する作業場において、鉱山労働者に作業を行わせるときは、次に掲げるいずれかの呼吸用保護具を着用させること。</p> <p>イ 産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本産業規格（以下単に「日本産業規格」という。）T八一五一に適合する防じんマスク又はこれと同等以上の防じん機能を有する呼吸用保護具</p> <p>ロ 日本産業規格T八一五七に適合する電動ファン付き呼吸用保護具又はこれと同等以上の防じん機能を有する呼吸用保護具</p> <p>三～十一 [略]</p>

附 則

この省令は、令和三年五月一日から施行する。

○鉱業権者が講ずべき措置事例の一部を改正する規程（令和 3 年 4 月 8 日付 20210330 保局第 3 号）

〔概要〕（全文は資料 1 - 4 参照）

- ・鉱山保安法施行規則第 10 条第 2 号における「作業環境に応じた有効な防じん性能を有するもの」とは、常時著しく粉じんが発生し、又は飛散する坑内作業場においては、粉じん濃度を粉じんの管理濃度で除した「要求防護係数」を上回る指定防護係数を有する呼吸用保護具とすることを規定。
- ・規則第 10 条第 2 号ロの電動ファン付き呼吸用保護具と同等以上の機能を有する呼吸用保護具として鉱業権者が講ずべき措置事例に示されているエアラインマスクについても同様に規定。
- ・防じんマスクの顔面への密着性の確認の実施することおよび密着性の確認方法は、厚生労働省労働基準局長通知「防じんマスクの選択、使用等について（平成 17 年 2 月 7 日付け基発第 0207006 号）第 13 防じんマスクの使用に当たっての留意事項」を参照することを規定。

○粉じん濃度の測定結果等鉱山労働者へ周知の要請（令和 3 年 4 月 28 日）（資料 1 - 5）

- ・粉じん濃度の測定結果等を鉱山労働者に対し周知することを、鉱山・火薬類監理官から要請。
- ・鉱山保安法施行規則第 46 条第 2 項の報告書様式第九(甲)を利用した掲示等の方法の考え方を記載。

2. 水質汚濁防止法に基づく暫定排水基準の見直し（金属鉱業に係る暫定排水基準の廃止）

〔概要〕

（「窒素含有量（海域）、亜鉛含有量並びにカドミウム及びその化合物に係る暫定排水基準の見直し案」に対する意見の募集（パブリックコメント）について（令和3年6月4日） 抜粋・加筆）

・水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）においては、公共用水域に排出される排出水を対象に有害物質等の含有量に係る一般排水基準を設定。基準に直ちに対応することが困難な業種について期限を設けて暫定排水基準を設定し、その後5年ごとに見直し。

・亜鉛含有量に係る暫定排水基準が令和3年12月10日、カドミウム及びその化合物に係る暫定排水基準が令和3年11月30日をもって、それぞれ適用期限を迎えることから、期限後に適用される新たな基準値について、中央環境審議会水環境・土壌農薬部会排水規制等専門委員会での検討結果を踏まえ、見直し。

〔金属鉱業に係る暫定排水基準見直しの結果〕（資料1－6参照）

・亜鉛

暫定排水基準 5 mg/l （令和3年12月10日まで）

→ 一般排水基準（2 mg/l）に移行

・カドミウム及びその化合物

暫定排水基準 0.08mg/l （令和3年11月30日まで）

→ 一般排水基準（0.03mg/l）に移行

○排水基準を定める省令等の一部を改正する省令の一部を改正する省令（抜粋）

（令和3年9月24日付 環境省令第15号）

改正後			改正前		
附則別表			附則別表		
項目	業種	許容限度	項目	業種	許容限度
亜鉛含有量（単位 一リットルにつき ミリグラム）	電気めっき業	四	亜鉛含有量（単位 一リットルにつき ミリグラム）	金属鉱業 電気めっき業 下水道業（以下略）	五

※ カドミウムについては、金属鉱業1業種のみが暫定排水基準の対象となっていたことから、省令の改正は行われず自然失効。

以上